

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 4-31-3 新橋オーシャンビル8A

■ 保有している株の会社が倒産したら？

Q 現在もっている株式の会社が上場廃止となり、今後 100%減資や破産法の規定により破産手続きに入る予定です。この場合、税制上なにか救済措置はあるのでしょうか？

解説

1. 概要

保有株式が上場廃止になり 100%減資となってしまった場合、株式は無価値となりますが、一定の条件を満たせば、**取得価格が損失**となり、**ほかの株式の売却益と損益通算**できます。

2. 条件

「**特定口座**」及び「**特定管理口座**」を証券会社に開設していること。

2005年4月以降に証券会社に口座を開いた人は、通常両方の口座を作っています。しかし、その前から証券口座を開いていた人は、開設の有無を確認した方がよいでしょう。この場合、特定口座は、源泉徴収ありでもなしでも構いません。

確定申告をすること

「特定口座」内にあった株の会社が上場廃止になった場合、その株式は自動的に「特定管理口座」に移されます。その後、証券会社から株主に「**価値喪失に係る証明書**」が郵送されます。株主は翌年、この証明書を添付して確定申告します。

100%減資の前と後の損益通算の取り扱い

	上場している間に売却した場合の売却損	上場廃止後、100%減資となった場合の損失
100%減資の年に得たほかの株式の売却益	(できる)	(できる)
ほかの株式の配当	(できる)	×(できない)
損失の繰越	(3年間繰り越し可能)	×(損失の繰越はできない)

3. 留意点

上場廃止したため、上場株式等の譲渡所得の各種の特例は適用されません。

通算できるのは **100%減資があった年に売却した株式の利益のみ**です。

配当等の損益通算はできません。

3年間の繰り越し控除は適用できません。

要するに...

持っていた上場株式の会社が倒産すると、株式は無価値になりますが、証券会社に特定口座等を持っており、翌年確定申告をすることで、ほかの株式の売却益と損益通算できます。ほかの株式の売却益があるときは、面倒くさがらずに、しっかり確定申告をして、税金を少しでも少なくしましょう。でも、できれば上場廃止前に売却損を出しておく、何かと有利なのですが・・・